

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(給与の種類)	(給与の種類)
第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。	第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。
2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当、ハラスメント相談対応手当、 <u>地域医療体制確保加算対象手当、外科医療確保特別加算対象手当</u> 、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。	2 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当、ハラスメント相談対応手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当とする。
(給与の支給日等)	(給与の支給日等)

第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

- 2 基本給は、毎月1回、17日（17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日）に、その月の月額的全額を支給する（旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年旭医大達165号）第21条第1項第6号及び第7号に規定する産前産後休暇の期間を除く。）。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。
- 3 基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当、地域医療体制確保加算対象手当、外科医療確保特別加算対象手当及び寒冷地手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

（略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、これらに対する調整手当、管理職手当、学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。）、初任給調整手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当、地域医療体制確保加算対象手当、外科医療確

第4条 基本給及び諸手当（期末手当、勤勉手当及び診療従事等教員特別手当を除く。）の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

- 2 基本給は、毎月1回、17日（17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が休日に当たるときは18日）に、その月の月額的全額を支給する（旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年旭医大達165号）第21条第1項第6号及び第7号に規定する産前産後休暇の期間を除く。）。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる。また、各月の末日までに、欠勤等の事由により、支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、翌月以降の基本給において、これを精算する。
- 3 基本給の調整額、管理職手当、学長補佐等手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当及び寒冷地手当は、基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情のため、その日に支給することができないときは、翌月の基本給の支給日に支給することができる（第4項及び第5項において同じ。）。

（略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第31条から第33条まで及び第41条から第43条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、これらに対する調整手当、管理職手当、学長補佐等手当（第41条から第43条の場合は除く。）、初任給調整手当、広域異動手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、ダブルアポイントメント手当、ベースアップ評価料対象手当及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、そ

保特別加算対象手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(地域医療体制確保加算対象手当)

第34条の17 地域医療体制確保加算対象手当は、月の初日において、循環器内科、心臓外科、血管外科、小児外科、肝胆膵・移植外科又は消化管外科の診療に従事する医師のうち、地域医療体制確保加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

2 前項の手当額は、1月につき、3,000円とする。（新設）

3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

4 この手当は、診療報酬上の地域医療体制確保加算の改定があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）

(外科医療確保特別加算対象手当)

第34条の18 外科医療確保特別加算対象手当は、月の初日において、肝胆膵・移植外科又は消化管外科の診療に従事する医師のうち、外科医療確保特別加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

2 前項の手当額は、1月につき、68,000円とする。（新設）

3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

4 この手当は、診療報酬上の外科医療確保特別加算の改定又は当該加算の算定額の増減があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）

(略)

の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(略)

附 則

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行し、改正後の旭川医科大学職員給与規程は、令和8年7月1日から適用する。
- 2 改正後の旭川医科大学職員給与規程は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

【改正理由】

診療報酬加算による医師への手当支給を行うため、所要の改正を行うものである。